

# Infomation

## くらしの情報

### 名和町から

花づくりコンクール  
作品募集中



名和駅花壇 (御来屋地区婦人会)

春の訪れとともに、あちらこ

ちらで色とりどりの花が咲くようになりまし。家庭で、地域で、職場で、道ゆく人が楽しめるような四季折々の花づくりをしてもらえる方の作品を募集しています。自薦・他薦は問いません。道路沿いに植えてあるきれいな花を見つけたら、ぜひ一報を。

対象 町内で花を育てている個人、団体  
応募方法 ( )、いずれかの方法でご応募ください  
写真を撮って郵送または直接役場までお持ちください (写真はお返しできませんのでご了承ください)  
役場企画財政課 ( ) 54  
5202)に電話で応募する(こちらで写真を撮りに行きます)  
\*ふるってご応募ください。  
募集期間  
平成16年9月下旬まで

電機式生ごみ処理機  
購入補助金制度

町では、ごみの減量化・資源化事業の一環として、電気式生

ごみ処理機を購入される方に、購入費の一部を補助しています。平成16年度の補助予定台数は30台で、申込みは先着順に受け付けます。  
対象者  
町内居住の世帯主で、処理機から出る堆肥等を自分の責任において処理できる方  
補助対象機種  
バイオ式(生ごみを微生物の力で発酵・分解させるもの)  
乾燥方式(生ごみを乾燥させて量を減らすもの)  
補助金額(千円未満切捨)  
購入費の2分の1  
補助上限額2万円  
申込みに必要なもの  
印鑑、領収証(購入者氏名記載のあるもの)

【問い合わせ先】  
住民生活課 ( ) 54・5210

不燃粗大ゴミの処理日  
をお知らせします

家庭用の燃えない粗大ごみの処理をおこないます。  
とき 6月13日(日)

午前9時~正午  
安田商店(南高田)  
《処理できるもの》  
家電製品、金属類、自転車、小型農機具  
冷蔵庫と冷凍庫の処理は購入した販売店にご相談ください  
《処理できないもの》  
古タイヤ、ガスボンベ、バイクなど  
出すときの注意  
\* 灯油等の燃料タンクは、中身を抜いて乾いてから出してください  
\* 燃える物と燃えない物が一体になっているものは、燃えない部分のみ出してください  
\* プラスチック製の長い物(雨トコ等)は、60cm以下の長さに切ってください  
リサイクル券が必要なもの  
テレビ 2,835円  
洗濯機 2,520円  
エアコン 3,675円  
【問い合わせ先】  
住民生活課 ( ) 54・5210

【問い合わせ先】  
住民生活課 ( ) 54・5210

リサイクル券は、事前に住民生活課で購入してください。

【問い合わせ先】  
住民生活課 ( ) 54・5210

家庭教育相談を  
ご利用ください

一人で悩まずに、相談してください

子育ての不安や、悩みがあっても身近に相談する人がない誰に相談していいかわからないそんな時に、家庭教育相談員がご相談に応じます。  
町では、加賀福代さん(御来屋11区)を家庭教育相談員に委嘱し、「家庭教育相談」を開設しています。プライバシーは固く守られます。これから出産を迎えられる方、子育て中のお父さんお母さん、おじいちゃんやおばあちゃんなど、どなたでもお気軽にお出かけください。  
とき 第1・第3火曜日  
午前11時~正午  
\* 都合により変更する場合があります。  
ところ ふれあい会館  
【問い合わせ先】 教育委員会事務局 ( ) 54 5211

【問い合わせ先】  
事務局 ( ) 54 5211

## 国民年金

### 学生のみなさん、「学生納付特例制度」をご存知ですか

学生で国民年金保険料を納めることが困難な場合、在学期間中の保険料が猶予になり、社会人になってから保険料を納める「学生納付特例制度」があります。

- 学生納付特例の適用を受けるためには、**住民生活課**での申請が必要です。  
また、前年の所得を確認する必要があるため、1年ごと(4月~翌3月)に、在学証明書有効期限のついた学生証の写しを添付して申請することとなっています。
- 申請日の前月分から対象になります。**4月分から対象となるためには、5月31日までに申請が必要です。**
- 学生本人の所得が68万円以下である場合に対象となります。
- 承認された期間中に、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、一定の要件を満たしていれば「障害基礎年金」が受けられます。
- 学生納付特例を受けた期間は、老齢基礎年金を受けるための期間に含まれますが、そのまま納付しないでと、年金額の計算には含まれません。
- 学生納付特例期間の保険料は、10年以内までさかのぼって納めることができます(追納制度)承認を受けた年度末から2年を過ぎると、経過した年数に応じて当時の保険料に加算のついた額を納めることとなります。



【問い合わせ先】 住民生活課 ( ) 54 - 5210

## 国・その他の 機関から

平成17年度歌会始の  
詠進歌を募集します

宮内庁から、平成17年度歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領についてお知らせします。

平成17年の歌会始のお題  
「歩み」(あゆみ)  
お題は「歩み」ですが、「歩」の字を使用していれば、「歩道」「進歩」のような音読みでも、また、「歩む」「歩く」またはこれらの活用形でも差し支えありません。

詠進歌の詠進要領  
お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首、未発表の作品であること  
用紙は半紙とし、毛筆で自書してください。  
書式は半紙を横長に使い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名を本

名、ふりがなつき)、生年月日および職業(具体的に)を縦書きで書いてください。  
病気または身体障害のため毛筆で自筆することができない場合は、代筆(墨書)、ワープロやパソコンでの印字、点字でもさしつかえありません。ただし、これらの場合は、代筆者の住所・氏名や自筆できない理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

詠進の期間  
9月30日(消印有効)  
郵便のあて先  
〒100 8111 宮内庁  
封筒に「詠進歌」と書き添えてください  
問い合わせ先  
宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手を貼った封筒を添えて、9月20日までに問い合わせるか、宮内庁ホームページを参照してください。

宮内庁ホームページ  
<http://www.kunaicho.go.jp/12/d12-03.html>



### 人の動き (4月末現在)

世帯数	2,334 戸 ( )
人口	7,489 人 ( - 4)
男	3,587 人 ( - 4)
女	3,902 人 ( )
転入	33 人
転出	30 人
出生	3 人
死亡	10 人

### あおいきといき

鳥取県立博物館では、各市町村の協力のもと、昭和43(1968)年から5年ごとに「航空写真」と「地上定点写真」を撮影・保存しています。「定点写真」とは、毎回同じ場所から同じ方向を撮影したもので、その場所が時代と共に移り変わってゆく様子が、手に取るようにわかります。  
50周年記念誌の作成過程で、この定点写真を見る機会がありました。海も山も町も畑も、36年前よりずいぶん整備が進んだことが分かります。しかし、海や空の青さや木々の緑は、当時のほうがずっといきいきとしている気がしてなりません。  
暮らしの利便性と環境保護、本当の「住みやすさ」を、もう一度考えてみたいものです。